

## 計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

### I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

地域の公共交通活性化を活性化するために、今年度は事業実施の初年度として、公共交通への住民参加意識の啓発のため、地元中学生が作成したバス停及び公共交通パンフレットを作成した。また、問題点の検証、事業の見直しの要否の検討のため、乗降調査を常に実施するとともに、市民アンケートや広報による周知活動も実施し、当該事業を本格実施するための環境の整備に向けて必要な検討を行った。

### II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

事業計画に基づき、周辺地域から市街地への直通運行及び鉄道へのアクセス路線としての実証運行、公共交通空白地域の解消を目的とした市街地型バスの実証運行、尾鷲市公共交通パンフレットの作成(別添「尾鷲市公共交通のご案内」参照)とともに地元中学生のデザインによるペインティング停留所を実施する事業として位置づけている。実証運行3路線の利用者数及び収支率(7月初から12月末まで)は、①ふれあいバス「尾鷲地区」が6,415人、17.9%、②ふれあいバス「ハラソ線」が10,165人、45.2%、③ふれあいバス「八鬼山線」が12,594人、47.4%となっている。

### III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

総合連携計画において、収支率の目標数値と下限数値を設定していることから、運賃収入の把握はもとより、毎月の利用実態調査(運行時間別の停留所の乗降人員等を把握)を把握し、事業評価を行った。なお、市民からの要望を受け、9月から高校生の学期定期等を開始したことにともない、収支率においては学期定期等を考慮したものとしている。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

周辺地域から市街地への直通運行について、周辺地域から地元尾鷲高校への入学者が昨年度7人から本年度希望入学者が19人に増加し、他市の高校から本市の高校への人口流動が見られたほか、通勤定期利用者も見られたことから、収支率向上、利用者の利便性向上という目標を達成するために適切な事業であるとともに、地域の活性化の寄与にもつながったと判断される。また、市街地型バスの実証運行においては、公共交通空白地域に新たに路線延長した停留所の乗降者数が駅、病院等の集客施設の停留所を除き、最も多く、公共交通空白地域の解消の目標を達成するために適切な事業であると判断される。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

#### IV 自立性・持続性

##### 1 事業の本格実施に向けての準備

###### ① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

路線バスの実証運行については、全体収支率は39.9%であった。個々の問題点としては周辺地域から市街地への直通運行については、収支率が概ね45%を超えているものの、一部の便では平均利用者が2人以下となっているものが見受けられた。また市街地型バスの実証運行については、周辺地域から市街地への直通運行2路線と比較すると収支率が17.9%と低調であるため、路線バスの実証運行と同様、収支率向上と本格運行に向けて運行を継続させる仕組みの確立が課題である。

②実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

路線バスの実証運行については、全体収支率が39.9%と目標数値を下回っているものの、これまで周辺地域から他市の高校への進学が多く見られたが、今年度は、実証運行の開始に伴い、本市の高校への流動が確認された結果、収支率の向上と、利用者の利便性向上という目標を達成するために適切な事業と言える。また、この結果は、地域の活性化の寄与に繋がっており、多面的に一定の効果が現れていると考えられるが、より多くの住民に利用してもらうため、上記の課題を検証し、路線バスの実証運行に係る路線を一部見直すことを予定している。

###### ① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

3路線の実証運行の継続については、総合事業の国費のほか、尾鷲市からの財政支出により、実施する。(平成22年第1回尾鷲市議会定例会に平成22年度予算案を提出し、審議される。)

###### ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

広報おわせによる「ふれあいバスの情報提供」や公共交通パンフレットの配布などにより、公共交通(特に、バス)は税金で賄われていること、また市が運営していることに関心が高まってきている。これについては、今年度実施した「市長への手紙」における公共交通に関する意見の増加や、公共交通のアンケート回答者の87.3%がふれあいバスの実証運行を認知していると回答しており、情報提供による効果の表れと捉えている。今後も適切な情報提供を市民に行うことにより、適切で持続可能な公共交通を目指していきたい。一方、協賛金拠出については、過疎高齢化が著しく、長引く不況により現在のところ実施する環境は整っていない。

###### ③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

総合事業による路線バスの実証運行の終了後に、自主運行バスとして運行が継続していくために、収支率を目標数値として設定している。収支で赤字が見込まれるが、これについては、本市議会にも上程し、意見集約を図っているため、本収支率を維持できるよう、地域住民と議論していくことを計画書に明記している。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

## V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の審議事項については、平成20年第1回協議会で議決されており、規約のなかで、旅客運送の協議、連携計画の策定及び変更の協議、連携計画の実施に係る連絡調整、連携計画に位置づけられた事業の実施、その他協議会の目的を達成するために必要なことを定めている。

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

法定協議会には、住民代表として尾鷲市自治連合会副会長のほか、区長会から2名、老人クラブ会長を選出しており、市民の意見が事業に反映される仕組みを設けている。また、広報おわせによるふれあいバスの情報提供や連携計画策定の際に開催した地区説明会等を通じ、公共交通に関する市民の意識の高まりが見られる。これについては、今年度実施した「市長への手紙」において、公共交通に関する意見が多く寄せられており、今後の事業の見直しの際の貴重な意見と捉えている。

③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

計画事業の実施にあたっては、これまでの調査事業と平行して協議を行っており、平成21年度第1回法定協議会において、計画事業の実績等を報告・審議されている。なお、現在、実施しているアンケート調査等の結果がまとまった時点（平成22年2月末頃を予定）で、法定協議会に報告するとともに、今後の改善等について、協議を実施する。

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の議事の傍聴、議事録の公開については、傍聴及び会議録等の公開に関する要綱を設置し、会議の傍聴、会議録等を公開している。また、会議資料、議事等についても、尾鷲市HPにおいて、公表している。

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたと言えるか。

利用実態調査及びアンケート調査（平成22年1月末に実施。現在、集計中）の結果とあわせ、2月末に実施を予定している法定協議会において、運行実績、調査結果等を報告するとともに、翌年度以降に路線の見直しに向けての路線変更の基本的な考え方を示すこととしている。また、路線バスの収支率は運行を継続していくためには重要であるが、高齢者を中心とする交通弱者の移動手段の確保という側面もあることから、収支率のバランスも今後の協議としていきたいと考えている。また、アンケートにおいても、今後のふれあいバスの利用についての設問に対し、60歳以上の方の26.1%の方が利用したい（どちらともいえない23.3%、ほとんど利用しない28.9%、全く利用しない21.7%）と答えており（高齢化率35.2%（平成22年1月31日現在））、今後、交通弱者の移動手段を確保していくうえで、ふれあいバスの継続は、不可欠であると考えられる。また、今後のふれあいバスの費用負担のあり方についての設問では、税金と利用料金によって賄うと答えた方が48.9%と最も多く、ふれあいバス継続のための税金投入においても、地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。